

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

○ 岡山県規則で定める申請書等の押印の義務付けの廃止に関する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

○ 岡山県ボランティア・NPO活動支援センターの指定管理者の指定

○ 平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物の処理に関する事務の受託の廃止

○ 岡山県天神山文化プラザの指定管理者の指定

○ 保安林の指定予定  
○ 保安林の解除予定  
○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 道路の区域変更  
○ 道路の供用開始

行政改革推進室

〃

〃

県民生活交通課

災害廃棄物対策室

〃

文化振興課

治山課

〃

道路整備課

〃

## 目次

担当課（室）

○ 道路の占用を制限する区域の指定

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

○ 土砂災害警戒区域等の指定

○ 岡山港（福島・高島地区）港湾施設の指定管理者の指定

○ 決算の要領

### 【公告】

○ 土地改良区役員の退任及び就任届の訂正

○ 公共測量の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

### 【選挙管理委員会】

○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

（県例規集登載）

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 選挙権を有する者の総数の三分の一の数

### 【監査公表】

〃

防災砂防課

〃

港湾課

〃

会計課

耕地課

監理課

建築指導課

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

<p>目次</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和二年度の監査の結果の公表</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【教育委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 岡山県渋川青年の家の指定管理者の指定</li> <li>○ 岡山県青少年教育センター閑谷学校の指定管理者の指定</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>【内水面漁場管理委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 意見の聴取に関する手続規程の一部改正 (県例規集登載)</li> <li>○ 令和三年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示</li> </ul>
<p>担当課(室)</p>	<p>監査事務局</p> <p style="padding-left: 40px;">教育委員会</p> <p style="padding-left: 40px;">”</p> <p style="padding-left: 40px;">内水面漁場管理委員会</p> <p style="padding-left: 40px;">”</p>
<p>目次</p>	
<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県監査公表第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定により実施した令和二年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年十二月二十五日

岡山県監査委員	小林 義明
岡山県監査委員	上田 勝義
岡山県監査委員	山本 督憲
岡山県監査委員	飛山 美保

## 1 監査の概要

(1) 監査等の種類 財務監査

(2) 監査の対象

① 監査対象年度 令和元年度

② 監査対象機関 137機関

(内 訳)

知事部局 34機関

諸局・企業会計 6機関

教育委員会 74機関

公安委員会 23機関

③ 監査実施機関 監査対象137機関のすべてについて監査を実施した。

(3) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、出先機関の一部については、提出を受けた書面により調査を実施し、必要に応じ当該機関の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査（32機関）

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の調書の内容を踏まえ、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

イ 書面監査（105機関）

監査委員が、①の調書の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

## 2 監査の結果

上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務がおおむね法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていることを確認した。

(1) 総括的事項

① 監査を実施した137機関のうち、27機関について45件の改善を要すると認められる事案（指摘事項）があった。これは、前年度の24機関・50件に比べ、機関数は増加しているが、件数は減少している。

② 指摘事項のうち収入未済額に係る21件に関しては、9件について未収額が減少

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

しているものの、11件については未収額が増加、1件については増減がなかった。  
また、未収額が減少したもの及び増減がなかったものについても、なお多額の未収額が残っている。

- ③ 収入未済以外の指摘事項に関しては、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められるもの、また、そうした事務処理の誤りの結果、対外的に影響が生じていると認められるものがあった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続き等に問題があり、是正すべきと認められるもの（注意・指導事項）は64機関で332件あり、前年度の79機関・389件に比べ、機関数、件数ともに減少している。

監査実施機関	監査年月日	指摘 事項	区 分		
			実地	書面	
知 事 部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	令和2年11月6日	有	○	
	消防学校	令和2年9月1日	—		○
	東京事務所	令和2年7月29日	—		○
	県立記録資料館	令和2年7月15日	—		○
	県民生活部	令和2年10月27日	有	○	
	岡南飛行場管理事務所	令和2年6月22日	—		○
	岡山空港管理事務所	令和2年8月31日	—		○
	消費生活センター	令和2年7月15日	—		○
	男女共同参画推進センター	令和2年7月15日	—		○
	環境文化部	令和2年11月4日	有	○	
	環境保健センター	令和2年7月13日	—		○
	県立美術館	令和2年8月31日	—		○
	保健福祉部	令和2年11月6日	有		○

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

福祉相談センター（中央児童相談所を含む。）	令和2年9月8日	有		○
倉敷児童相談所	令和2年8月17日	有		○
津山児童相談所	令和2年9月10日	有		○
県立成徳学校	令和2年7月15日	有		○
健康の森学園	令和2年7月15日	－		○
産業労働部	令和2年11月4日	－	○	
大阪事務所	令和2年9月1日	－		○
工業技術センター	令和2年8月4日	－		○
南部高等技術専門校	令和2年8月31日	－		○
北部高等技術専門校	令和2年9月8日	－		○
北部高等技術専門校美作校	令和2年9月1日	－		○
農林水産部	令和2年10月30日	有	○	
農林水産総合センター	令和2年9月4日	－		○
県営食肉地方卸売市場	令和2年7月15日	有		○
土木部	令和2年10月30日	有	○	
後楽園事務所	令和2年9月8日	－		○
出納局	令和2年10月26日	－	○	
備前県民局（東備地域事務所を含む。）	令和2年10月19日	有	○	

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

	備中県民局（井笠，高梁，新見地域事務所を含む。）	令和2年10月13日	有	○	
	水島港湾事務所		－	○	
	美作県民局（真庭，勝英地域事務所を含む。）	令和2年10月9日	有	○	
諸 局 等	議会事務局	令和2年10月26日	－	○	
	人事委員会事務局	令和2年10月26日	－		○
	労働委員会事務局	令和2年10月26日	－		○
	監査事務局	令和2年10月26日	－		○
	企業局	令和2年7月15日	有	○	
	土木部都市局（流域下水道事業会計）	令和2年7月15日	－	○	
教 育 委 員 会	教育庁	令和2年10月26日	有	○	
	岡山教育事務所	令和2年7月15日	－		○
	津山教育事務所	令和2年6月22日	－		○
	総合教育センター	令和2年7月15日	－		○
	生涯学習センター	令和2年9月8日	－		○
	県立図書館	令和2年9月1日	－		○
	県立博物館	令和2年7月29日	－		○
	古代吉備文化財センター	令和2年7月15日	－		○
	岡山朝日高等学校	令和2年7月15日	－		○
	岡山操山高等学校（中学校を含む）	令和2年9月1日	－		○

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

む。)				
岡山芳泉高等学校	令和2年7月14日	—		○
岡山一宮高等学校	令和2年6月30日	—		○
岡山城東高等学校	令和2年7月15日	—		○
西大寺高等学校	令和2年7月15日	—		○
瀬戸高等学校	令和2年7月9日	—	○	
高松農業高等学校	令和2年7月30日	—		○
興陽高等学校	令和2年7月6日	—	○	
瀬戸南高等学校	令和2年7月15日	—		○
岡山工業高等学校	令和2年9月8日	有		○
東岡山工業高等学校	令和2年9月1日	—		○
岡山東商業高等学校	令和2年6月9日	—		○
岡山南高等学校	令和2年8月31日	—		○
岡山御津高等学校	令和2年7月15日	—		○
倉敷青陵高等学校	令和2年7月16日	—	○	
倉敷天城高等学校（中学校を含む。)	令和2年7月15日	—		○
倉敷南高等学校	令和2年7月29日	—		○
倉敷古城池高等学校	令和2年6月30日	—		○
倉敷中央高等学校	令和2年9月8日	—		○
玉島高等学校	令和2年7月15日	—		○



# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

倉敷鷺羽高等学校	令和2年6月16日	—		○
倉敷工業高等学校	令和2年7月15日	—		○
水島工業高等学校	令和2年7月15日	—		○
倉敷商業高等学校	令和2年7月16日	有	○	
玉島商業高等学校	令和2年7月15日	—		○
津山高等学校(中学校を含む。)	令和2年7月7日	—		○
津山東高等学校	令和2年7月10日	—	○	
津山工業高等学校	令和2年7月10日	—	○	
津山商業高等学校	令和2年7月27日	—	○	
玉野高等学校	令和2年6月30日	—		○
玉野光南高等学校	令和2年9月8日	—		○
笠岡高等学校	令和2年7月15日	—		○
笠岡工業高等学校	令和2年7月7日	—		○
笠岡商業高等学校	令和2年8月31日	—		○
井原高等学校	令和2年7月15日	—		○
総社高等学校	令和2年7月15日	—		○
総社南高等学校	令和2年7月30日	—		○
高梁高等学校	令和2年8月31日	—		○
高梁城南高等学校	令和2年7月15日	—		○
新見高等学校	令和2年7月15日	—		○

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

備前緑陽高等学校	令和2年7月2日	—		○
邑久高等学校	令和2年7月1日	—		○
勝山高等学校	令和2年7月15日	—		○
真庭高等学校	令和2年9月1日	—		○
林野高等学校	令和2年7月28日	有		○
鴨方高等学校	令和2年7月1日	—		○
和気閑谷高等学校	令和2年7月9日	有	○	
矢掛高等学校	令和2年9月8日	—		○
勝間田高等学校	令和2年7月27日	—	○	
烏城高等学校	令和2年7月15日	—		○
岡山大安寺中等教育学校	令和2年7月29日	—		○
岡山盲学校	令和2年8月31日	—		○
岡山聾学校	令和2年7月15日	—		○
岡山支援学校	令和2年9月1日	—		○
岡山西支援学校	令和2年7月8日	—		○
岡山東支援学校	令和2年6月30日	—		○
岡山南支援学校	令和2年9月8日	—		○
岡山瀬戸高等支援学校	令和2年7月15日	—		○
倉敷まきび支援学校	令和2年7月13日	—		○
倉敷琴浦高等支援学校	令和2年7月6日	—	○	

# 令和2年12月25日 岡山県公報 第12256号

	西備支援学校	令和2年7月15日	—		○
	健康の森学園支援学校	令和2年7月15日	—		○
	東備支援学校	令和2年7月15日	—		○
	早島支援学校	令和2年8月20日	有	○	
	誕生寺支援学校	令和2年7月7日	—		○
公安委員会	県警察本部	令和2年10月27日	有	○	
	岡山中央警察署	令和2年8月31日	—		○
	岡山東警察署	令和2年8月18日	—	○	
	岡山西警察署	令和2年8月20日	有	○	
	岡山南警察署	令和2年9月8日	—		○
	岡山北警察署	令和2年7月15日	—		○
	赤磐警察署	令和2年8月18日	—	○	
	備前警察署	令和2年8月7日	—		○
	瀬戸内警察署	令和2年8月31日	—		○
	玉野警察署	令和2年9月8日	—		○
	児島警察署	令和2年8月24日	—	○	
	倉敷警察署	令和2年9月1日	有		○
	水島警察署	令和2年8月24日	—	○	
	玉島警察署	令和2年8月15日	—		○
笠岡警察署	令和2年8月31日	—		○	

井原警察署	令和2年9月8日	－		○
総社警察署	令和2年9月1日	－		○
高梁警察署	令和2年8月7日	－		○
新見警察署	令和2年8月31日	有		○
真庭警察署	令和2年9月8日	有		○
津山警察署	令和2年9月1日	－		○
美作警察署	令和2年8月17日	有		○
美咲警察署	令和2年8月31日	－		○

(2) 個別的事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 知事直轄・総合政策局・総務部

ア 本庁

- ・4月中に公舎を退去した者に係る同月分の県公舎使用料及び県公舎駐車場使用料について、日割り計算をして減額調定を行ったが、歳入戻出の手続をしていないものが認められた。
- ・昭和56年から電話柱用地等として貸し付け賃借料を徴していた県有地について、平成6年に売却したにもかかわらず、令和元年度まで賃借料を徴していたものが認められた。

② 県民生活部

ア 本庁

- ・雑入（自立促進資金貸付金償還金）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

平成30年度末	16,631,267円
令和元年度末	15,093,217円
比較増減	△1,538,050円

- ・市町村に対する交付金について、正当債権者ではない者に支払っているものが認められた。

### ③ 環境文化部

#### ア 本庁

- ・自動販売機設置による販売に関する契約書中、別表の売上手数料率を誤っていたが、変更契約で対応せず、当初契約の差替で対応しているものが認められた。

### ④ 保健福祉部

#### ア 本庁

- ・収入未済額について、雑入（児童扶養手当返納金）については総額が減少しているものの、母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

#### 雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況

平成30年度末	1,669,150円
令和元年度末	1,471,220円
比較増減	△197,930円

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	6,592,265円
令和元年度末	6,659,115円
比較増減	66,850円

#### イ 福祉相談センター

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

#### 児童保護弁償金収入未済状況

平成30年度末	4,163,910円
令和元年度末	3,786,440円

比較増減	△377,470円
------	-----------

ウ 倉敷児童相談所

- ・児童保護弁償金に係る延滞金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成30年度末	1,432,700円
令和元年度末	1,586,400円
比較増減	153,700円

エ 津山児童相談所

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成30年度末	8,567,660円
令和元年度末	9,825,080円
比較増減	1,257,420円

- ・改修工事基本設計業務委託においては、契約書の省略はできないが、契約書を作成していないものが認められた。

オ 県立成徳学校

- ・前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可に係る使用料の算出に当たり、適用する単価を誤っているものが認められた。

⑤ 農林水産部

ア 本庁

- ・物品要求票により郵便切手及びレターパックを購入する際、レターパックの単価を誤っていたため資金前渡金に不足を生じ、職員が立て替えて支払っているものが認められた。

イ 県営食肉地方卸売市場

- ・非常勤職員甲に対する報酬を別の非常勤職員乙に支払い（乙については支

払が重複), 甲からの申し出により誤りが判明したものが認められた。

⑥ 土木部

ア 本庁

- ・土木使用料(住宅使用料)の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

土木使用料(住宅使用料)収入未済状況

平成30年度末	50,523,147円
令和元年度末	48,160,490円
比較増減	△2,362,657円

- ・消印されていない県収入証紙がちょう付された経営事項審査に係る申請書等について、県民局からの書類の引継ぎや業務に係る進捗の管理を怠っていたため、県民局での現地審査後に書類の所在が不明となり、また、紛失の事実も外部から指摘があるまで把握できていなかったものが認められた。

⑦ 備前県民局

ア 本局

- ・流水占用料において、取水量変更(減少)が反映できていなかったため、平成27年度から令和元年度について誤った算出金額により過納が生じて過納額を還付しているものが認められた。
- ・収入未済額について、土木使用料(河川占用料外)については総額が減少しているものの、雑入(生活保護費返還金・徴収金外)及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入(生活保護費返還金・徴収金外)収入未済状況

平成30年度末	3,068,021円
令和元年度末	3,631,632円
比較増減	563,611円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	9,374,546円
---------	------------

令和元年度末	9,709,760円
比較増減	335,214円

土木使用料（河川占用料外）収入未済状況

平成30年度末	6,194,992円
令和元年度末	2,835,012円
比較増減	△3,359,980円

⑧ 備中県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はないが、雑入（生活保護費返還金・徴収金）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については、総額が増加している。いずれの項目についても、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

平成30年度末	4,048,946円
令和元年度末	4,235,178円
比較増減	186,232円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	5,451,630円
令和元年度末	6,102,159円
比較増減	650,529円

雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）

平成30年度末	3,567,040円
---------	------------



令和元年度末	3,567,040円
比較増減	0円

⑨ 美作県民局

ア 本局

- ・収入未済額について、県税（滞納繰越分）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、県税（現年課税分）、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

県税（現年課税分）収入未済状況

平成30年度末	61,172,235円
令和元年度末	82,186,757円
比較増減	21,014,522円

県税（滞納繰越分）収入未済状況

平成30年度末	106,670,809円
令和元年度末	101,919,583円
比較増減	△4,751,226円

雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

平成30年度末	6,009,290円
令和元年度末	6,156,955円
比較増減	147,665円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	2,699,466円
---------	------------

令和元年度末	1,433,048円
比較増減	△1,266,418円

## 農業改良資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	4,132,561円
令和元年度末	5,077,998円
比較増減	945,437円

### ○ 諸局等

#### ① 企業局

- ・工業用水道料金に係る検針メーターの読み取りについては、本来、企業局職員が行うべきところ、本件については受水企業の社員により行われ、また、併せて、検針データの報告がメモ書きにより行われていたため、11月分について正確な検針データの把握ができず、誤った算出金額により過納が生じて過納額を歳入戻出しているものが認められた。
- ・営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

## 営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成30年度末	74,328,021円
令和元年度末	76,228,931円
比較増減	1,900,910円

### ○ 教育委員会

#### ① 教育庁

- ・高等学校貸付奨学金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

## 高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成30年度末	15,677,808円
令和元年度末	12,048,760円

比較増減	△3,629,048円
------	-------------

- ② 岡山工業高等学校
  - ・授業料の延滞金の徴収を行っていないものが認められた。
- ③ 倉敷商業高等学校
  - ・高校生等教育給付金について、債権者コードの誤入力により支出先を誤っているものが認められた。
- ④ 林野高等学校
  - ・消耗品の支払で、債権者の確認を怠り、正当債権者への支出がなされなかったものが認められた。
- ⑤ 和気閑谷高等学校
  - ・前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可に係る使用料の算出に当たり、計算を誤っているものが認められた。
- ⑥ 早島支援学校
  - ・エレベーター保守業務委託の3月分の支払について、誤った金額の請求書を受理し、委託料を支払っているもの、また、委託業務完了確認書の金額を請求書に合わせて記載しているものが認められた。
  - ・契約金額が100万円以上の物品購入代金の支払について、検査調書を作成し履行確認すべきところ、その作成を省略しているものが認められた。
- 公安委員会
  - ① 警察本部
    - ・諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

諸収入（放置違反金等）収入未済状況

平成30年度末	4,704,764円
令和元年度末	3,945,300円
比較増減	△759,464円

- ・警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷のものが認められた。
- ② 岡山西警察署
  - ・前年度の注意・指導事項のうち、収入諸帳簿、証拠書類等の記載漏れのもの、整理・編冊が適正でないものについて、本年度の監査においても、留置証明願にちょう付された収入証紙に係る収入証紙ちょう付実績簿への記載について、収入証紙の消印日に記載すべきところを、誤って証明願の受理日に記載

しているものが認められた。

③ 倉敷警察署

- ・建物修繕料の支払において、正当債権者でないものに支出しているものが認められた。
- ・高架水槽水漏修繕において、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書を徴していないものが認められた。

④ 新見警察署

- ・前年度の注意・指導事項のうち、戻出手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、県公舎使用料の還付に当たり、支出調書が作成されていないものが認められた。

⑤ 真庭警察署

- ・警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷のものが認められた。

⑥ 美作警察署

- ・車両搬送料の支払に当たり、振込口座の確認が不十分であったため、正当債権者でない者に支出したものが認められた。

### 3 所見

#### (1) 財務事務の適正化について

前年度の監査の結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務事務の執行を求めていたが、今年度の監査では、指摘事項、注意・指導事項ともに件数が減少し、該当機関数も対象機関全体の半数を下回るなど、全体としては一定の改善が見られたところである。

しかしながら、指摘事項、注意・指導事項の件数自体は高止まりしており、一部には大幅に増加した機関もあるなど、依然として財務事務の適正な執行が徹底されていないと見受けられる。

こうした状況の要因としては、それぞれの機関において定期監査の結果を踏まえた改善に向けての取組が職員に十分に浸透しておらず、全庁的な情報の共有も不十分であることが考えられる。また、指摘事項等とされた事案の多くは財務事務に関する知識の不足や不注意に起因するものと認められ、機関内部において事務の進行管理が適切に行われ、あるいは関係職員によるチェック機能が十分に発揮されていれば防げたものと考えられる。

これまでも、法令等の知識の習得・定着や実務能力の向上を目的とした会計事務研修を実施しているが、研修の質をさらに向上させ、事務に精通した職員の育成に努めるほか、監査結果の趣旨を全庁的に徹底するとともに、本年4月に導入された内部統制制度を大いに活用して、財務事務の適正かつ効率的な執行に一層努められたい。

なお、内部統制制度については、組織として、法令を遵守しつつ、適正に業務を執行することを目指すものであることから、内部統制制度の推進事務局・評価事務局それぞれの役割をしっかりと認識したうえで、制度が効果的に運用されるよう取り組まれない。

また、財産関係では、公用車による交通事故での亡失損傷が引き続き多くの機関で発生しており、その件数も昨年度より増加している。事故の原因についても、昨年度と同様にバック時の接触事故等不注意による自損事故が多くを占めていることから、各機関での安全運転教育の徹底を図るとともに全庁的な取組を行うことにより、より一層の事故防止に努められたい。

## (2) 収入未済の解消等について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、収入未済のある機関の大半で未収額が減少しており、全体で7億円を超える縮減が見られたところであり、多くの機関で債権回収の取組が成果を上げているものと認められる。

しかしながら、なお多額の未収額があることから、県民負担の不公平感を払拭し、適正に財源を確保する観点に立って、個々の実情に応じたきめ細かな措置を適切に講じるとともに、法的手段等の活用による徹底した債権管理を行うことにより、収入未済の早期解消に努められたい。

また、今年度の監査において、未収額が増加した機関もあることから、新たな未収金を発生させないよう適時適切な対応に努められたい。